

## 強姦罪の主体等及び性的行為の分類 に関する主要国の法制度の概要

## 強姦罪の主体等及び性的行為の分類に関する主要国の法制度の概要

### 1 アメリカ（州法）

○ ミシガン州刑法は、性犯罪全般に共通する定義として

- ・ 「行為者」とは、性犯罪行為で訴えられた者をいう（第750.520a条(a)）
- ・ 「被害者」とは、性犯罪行為を被ったと訴えるものをいう（第750.520a条(s)）

と規定した上で

- ・ 「性的挿入」とは、性交、クニニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいう（第750.520a条(r)）

と規定しており、性的挿入は、行為者又は被害者の性に関係なく、被害者の年齢等に応じて、第一級性犯罪（第750.520b:無期拘禁刑又は有期拘禁刑）又は第三級性犯罪（第750.520d:15年以下の拘禁刑）とされている。

他方、性的挿入以外の行為については

- ・ 「性的接触」には、被害者若しくは行為者の恥部の意図的な接触、又は被害者若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服の意図的な接触を含む。ただし、意図的な接触が性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的に言え、又は以下の各号（(i)復讐、(ii)加虐、(iii)怒り）のために性的な態様で行われたものに限る（第750.520a条(q)）

と規定した上で、被害者の年齢等に応じて、第二級性犯罪（第750.520c:15年以下の拘禁刑）又は第四級性犯罪（第750.520e:2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくは併科）とされている。

○ ニューヨーク州刑法は、行為者又は被害者の性に関係なく

- ・ 強制的強要等による性交は第一級強姦罪（第130.35条:5年以上25年以下の自由刑）
- ・ 強制的強要等による口淫又は肛門性交は第一級犯罪的性的行為罪（第130.50条:5年以上25年以下の自由刑）

などを規定している。

他方、上記以外の行為については

- ・ 強制的強要等による膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門への異物挿入は第三級加重性的虐待罪（第130.66条:2年以上7年以下の自由刑）

- ・ 強制的強要等により服従させて行う性的接触は第一級性的虐待罪（第130.65条：2年以上7年以下の自由刑）
  - ・ 他人の性器その他の人目につかない人体の部分への強制的な接触は強制的接触罪（第130.52条：1年以下の拘禁刑）
- などを規定している。

○ カリフォルニア州刑法は、行為者又は被害者の性に関係なく

- ・ 威力，暴行等による性交（第264条(a)：8年，6年，3年の自由刑）
- ・ 威力，暴行等による肛門性交（第286条(c)(2)(A)：8年，6年，3年の自由刑）
- ・ 威力，暴行等による口淫（第288a条(c)(2)(A)：8年，6年，3年の自由刑）
- ・ 威力，暴行等による異物等による性的挿入（第289条(a)(1)(A)：8年，6年，3年の自由刑）

を規定している。

他方，上記以外の行為については

- ・ 抑圧した被害者等に対する性的接触（第243.4条(a)～(d)：1年以下の郡刑務所における拘禁刑等又は2年，3年若しくは4年の州刑務所における拘禁刑等）
- ・ 上記以外の被害者に対する性的接触（第243.4条(e)：6月以下の郡刑務所における拘禁刑等）

などを規定している。

## 2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 2003は

- レイプを「Aが陰茎を他人Bの膣，肛門又は口に故意に挿入したこと」（第1条第1項(a)）
- 挿入による暴行を「Aが身体の一部又は物を他人Bの膣，肛門に故意に挿入したこと」（第2条第1項(a)）

と規定し，いずれも，Bが同意していなかったこと等を要件とした上で，正式起訴により有罪宣告を受けた者は，最高で終身刑に処せられると規定している。

また，同意を得ないで人に対し性的行為を強制する罪のうち，強制された行為の中に，「他人Bの身体の一部又はBによるその他の物の，自己の肛門又は膣への

挿入」又は「Bの陰茎の、自己の口への挿入」が含まれていたときにも、レイプ等と同様の刑を規定している（第4条第4項(c), (d)）。

### 3 フランス

フランス刑法第222-23条第1項は

- 「他人の身体に対し、暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為は全て、性質のいかんを問わず、強姦とする。」（10年以上15年以下の拘禁刑）

と規定している（注1, 2）。

他方、上記以外の行為については、第222-27条において、

- 強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑に処すると規定している。

（注1）裁判例によれば、「性的挿入行為」には、性器の結合（注2を参照）のほか

- ・ 膣内に指、棒、その他何らかの物体を挿入する行為（破棄院刑事部1990年9月5日判決等）
- ・ 肛門に性器を挿入する行為（破棄院刑事部2000年1月12日判決等）
- ・ 肛門に性器以外の異物を挿入する行為（破棄院刑事部1990年9月5日判決、同1994年4月27日判決等）
- ・ いわゆる口淫（破棄院刑事部1996年5月22日判決、同1997年12月16日判決等）（注2を参照）

が含まれる。

他方で、異物（陰茎の形状をした物）を口腔内に挿入する行為は含まれない（破棄院刑事部2007年2月21日判決）。

（注2）その他裁判例によれば

- ・ 女性が強いて自ら男性と性交する行為（破棄院刑事部1998年10月21日判決）
- ・ 主体が強いて被害者の陰茎を口淫する行為（破棄院刑事部2001年8月22日判決）

は、「性的挿入行為」に含まれない。

### 4 ドイツ

ドイツ刑法は、第177条第1項において

- 「(暴行を用いるなどして,) 行為者若しくは第三者の性的行為を甘受するよ

うに、又は、行為者若しくは第三者に対して性的行為を行うように、他の者を強要した者は、1年以上の自由刑に処する。」

と規定した上で、第177条第2項において

- 「(性的強要のうち) 犯情の特に重い事案では、刑は2年以上の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として、行為者が、被害者と性交をし、又は、特に被害者を辱める、とりわけ、身体への挿入と結びつけられる(強姦)、類似の性的行為を、被害者に対して行い、若しくは、被害者に自己に対して行わせたとき」

と規定している(注)。

(注)「類似の性的行為」とは、「特に被害者を辱める」ことにより、「性交」に匹敵するものとなる性的行為をいうものとされている。これに該当し得るのは、「身体への挿入と結びつけられる」性的行為であり、これにより、被害者が特に辱められれば、「性交」に匹敵する性的行為、すなわち「類似の性的行為」となる。なお、挿入の対象は、被害者の身体でも、加害者の身体でもよい。

典型的には

- ・ 口腔や肛門への性器の強制的挿入

であるが、連邦通常裁判所の裁判例によれば

- ・ 女性器への指や器物の挿入行為
- ・ 口腔への射精行為、放尿行為

等も該当し得ると判断されている(Thomas Fischer著“Strafgesetzbuch”第61版, 2014C. H. B ECK刊)。

## 5 韓国

韓国刑法は

- 「暴行又は脅迫により、人を強姦した者は、3年以上の有期懲役に処する。」(第297条(強姦):3年以上30年以下の懲役)
- 「暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体(性器は除く)の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体(性器は除く)の一部又は道具を入れる行為をした者は、2年以上の有期懲役に処する。」(第297条の2(類似強姦):2年以上30年以下の懲役)

と規定している。

他方、上記以外の行為については、

- 「暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした者は、10年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。」(第298条(強制わいせつ)：1月以上10年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金)と規定している。